

新風

SHINPU

前川おさむ県政だより

vol. 15号

平成9年10月

七月十八日、県は菊池市柏地区の産廃処理施設の設置許可をおろしてしまいました。市民一万八千人の反対署名、産廃反対市民同盟の皆様による県に対する抗議行動や反対集会、そして何よりも昨年十二月県議会で全会一致で採択した「産廃反対請願」の内容を無視した形での設置許可でありました。県は市に対して、業者と市で結び、県が立会人になる調整案を示しましたが、その結果を見る事なく、しかも住民に対する説明会も一度も成立していない（県は成立したと考えている）状況での今回の処置に、県議会も猛反発、私が所属する自民党県議団（三十七名）は県議団総会を開いて、知事に対して大変異例な嚴重抗議をすることと決定、この産廃問題を菊池市だけの問題ではなく、県政の重要課題として、議会の威信にかけて取り進むことになりました。九月県議会のテーマは「職員の旅費規定の見直し条例」や「天草空港の運営問題」等でありましたが、その中に、この「菊池市の産廃問題」を加えることになり、急速私的一般質問が決定いたしました。質問の詳しい内容については次項に書いておられますが、今回の紛争予防要綱に基づき行われた手続きがいかに要綱の目的に沿わない拘子定規なものであったか、また、その基本は「住民同意」を必要としない要綱であるがための問題等、さらには自民党県議団が知事に対して送った異例の抗議文に対する知事の所見と、その中で求めている可能な限りの善処について、私は「許可取消し」を求めた訳であります。知事は、今回の要綱に基づく手続きを「拘子定規と言われたような県の対応に善処すべき要素がないではなかったことを、大変申し訳なく感じている」と陳謝、しかし「住民同意」については、否定的な答弁でありました。また、許可取消しについては、「設置者に対して、話し合いによる円満解決に資するために、当分の間着工を見合わせるよう強く指導していく」という答弁がありました。私は、許可取消しを求めた訳でありますので、今後

県議 『許可取消しを求めろ』 知事 『着工見合わせ指導』

とも住民同意が着工の前提であることを強く求め、今後も自民党県議団と共にこの問題にしっかり取り組んでいく意思表示を知事に対して行いました。さらに、知事答弁でも否定的であった「住民同意」の問題について、わたしは「住民同意」を必要とする県条例を作るべく、議員提案として条例案提出を委員会において発議しました。今後環境対策特別委員会検討していくことが決定されました。今、菊池市が直面している最大課題である「産廃問題」は、県議会においても大変大きな問題提起になっております。昨年十二月の「産廃反対請願」採択も大変異例なことであり、議会が、法令の壁はあっても「許可すべきでない」という意思表示をした県政初めてのケースでありました。そのことにより、法令に基づいて仕事をしていく県行政が、議会が示した民意との狭間でどういう結論を出せるのか？その答えの一つが、県が示した調整案であったと思います。しかし、我々が求めたのは、あくまで「許可すべきではない」ということであります。県議会は明確な政党・会派政治であります。県議会五十五名（欠員一名）の構成は、自民党三十七名、統一会派県民クラブ十二名、公明二名、共産党一名、新社会党一名、無所属二名となっております。様々な政策課題について、それぞれの党派ごとに検討しながら決定されていきます。今回の問題で、常に自民党県議団が大きな県政課題として取り組んでもらっていることを、私は菊池市民の一人として大変ありがたく思っております。もちろん、満足できる結果を出すことはまだできておりませんが、ここまでやってこれたのも率直に言って自民党県議団のバックアップのおかげであります。私は今、政治が、そして民主主義がどこまで住民の声に答えることができるのか、もう一度議会制民主主義の原点に立ち戻って挑戦していく覚悟であります。

平成九年十月

前川 收

抗議文

県政の安定と発展は県議会並びに県議団の理解と協力が不可欠である。

然るに貴職が七月十八日、(株)九州産廃に与えた菊池市における産廃施設設置許可は政権与党である自民党議員団に対して、配慮不足と言ふより、明らかに県議団軽視の姿勢である。

われわれ自民党県議団は常に県勢の発展と県民の幸福を願って積極的に県政の推進に協力しているところであるが、昨年十二月の定例県議会採択した産廃設置反対の請願及び同定例議会最終日に議決し、知事に強く要望した産廃廃棄物処理施設に関する意見書を貴職が無視し、産廃施設の許可を決定したことは議会並びに議員団軽視と言われても仕方なく、はなはだ遺憾である。

よって自民党県議団は貴職に嚴重抗議すると共に二度と再びこうした事態を招かぬよう猛省を促し、貴職に誠心誠意遺憾の表明と可能な限りの善処を求めるものである。

平成九年八月十八日

自民党県議団

団長 北里 達之助

熊本県知事

福島 謙二 殿



▲産廃問題を説明する前川県議

午可取り消しを求める

とにかく法に基づく手続はしておきたいとの気持ちで申請に至ったものであります。

◎部長答弁に対する質問

「関係地域住民から設置者に対する説明会の開催の要求はあってない」「この見解書に対する疑義等は一切出されなかった」とのご答弁は事実と違うものではないかと思っておりますが？

〔答弁；環境生活部長〕

県では設置者による説明会の開催等話し合いによる円満な解決を図るよう表明してきたところでございますが、今後とも関係者による話し合いが実現されるよう努力を続けてまいりたいと思っております。

市民同盟からは、いわゆる見解書の作り方や周知の方法等について設置者を指導してほしいというものでございました。県が設置者に指示した見解書の周知方法は要綱に違反していないこと、また環境保全上の問題点をまとめて全員に周知することが誠実なやり方であること等を文書で市民同盟に対して理解を求めたところであります。

(7)紛争予防要綱の運用について

今回の場合、紛争の予防及び解決というこの要綱の目的に関しましては、全く機能しなかったといわざるを得ないと思っておりますが？

〔答弁；知事〕

地域住民の皆様方と県・市あるいは設置者の間にいろいろと行き違いや意思の疎通に欠ける憾みがあったように感じまして、大変残念に思います。杓子定規といわれたような県の対応に改善すべき要素がないではなかったのではないかとこのような感じがいたしておりまして、大変申し訳なく感じております。しかし、過去は過去として、改めて住民の皆様方に十分なご理解をいただけるような段取り、機会を確保するために努力をしていかなければならないという思いを今深くいたしております。改めて今後、ご理解をいただき、またご協力をお願い申し上げたいと思っております。

紛争予防要綱は、事業計画の内容を住民が理解できる場を提供して、当事者間の意思の疎通を図ることによって紛争を予防することを目的として制定したものであります。この要綱が十分活用されず、その目的に沿った結果が得られていないことを大変残念に思っております。

(8)紛争予防要綱の見直し（住民同意の取り込み等）について

住民同意を必要としない要綱であるために、県や業者に本気で住民の理解を得ようとする姿勢が見られない。実際に47都道府県の中で34の道府県が、条例もしくは要綱という形で住民同意を必要としている訳であるが、水俣病の教訓をもつ本県で、なぜ住民同意を必用としないのか？

〔答弁；知事〕

廃棄物処理法の改正がいろいろと議論されておりますが、その中でも住民同意の手続き規定はされておられませんし、また、これまでも住民同意が得られていないことを理由に設置を許可しないということについては、裁判によっても否定されておりますことなどからみましても、紛争予防要綱に住民同意条項を取り込むことにはいろいろと問題が多いのではないかと感じております。

2 産業廃棄物処理場反対請願の採択と施設設置の許可について

(1)請願採択と今回の許可に対する知事の所見について

知事は県民の付託を受けた議会の議決に反し、今回、設置の許可をされたわけでありましたが、議会、県民、特に菊池市民に対して遺憾の表明をなさるべきだと思っておりますが？

〔答弁；知事〕

本件については、何とか話し合いによる解決ができないものか、精一杯の努力を払ってきたつもりであります。焼却炉設置の許可処分は機関委任事務であり、許可の要件を全て満たしていること、更に行政手続法に基づく期間を相当経過していること等を考えますと、許可せざるを得ないと判断をして、去る7月18日に設置を許可したものであります。この許可に際して県議会のご理解をいただくための十分な配慮に欠ける憾みがあったことについては、誠に申し訳なく、今後このようなことがないように十分に配慮してまいらなければならないと思っております。

(2)許可取消しを含めた可能な限りの善処について

自民党県議団から出された抗議文の中で求めている、可能な限りの善処についてであります。私はこの際、許可取消しを求めますが？

〔答弁；知事〕

菊池市民の多くの方々から産業廃棄物処分場に反対しておられることは十分承知しておりますし、心痛むことではあります。法的に許可せざるを得ないという立場もまたご理解をいただきたいと思っております。設置者に対しては、話し合いによる円満な解決に資するために、当分の間着工を見合わせるよう、今後とも強く指導してまいりたいと考えております。

前川県議 知事に産廃問題

市民の声を県議会で代弁する前川県議



去る9月17日、9月定例県議会の一般質問に前川県議が登壇いたしました。現在菊池市の最重要課題であります、産業廃棄物問題に的を絞って県の対応を質しました。以下に質問・答弁の要旨をお知らせいたします。
(一般質問のビデオを後援会事務所で貸し出しております)

1 産業廃棄物処理施設等の設置に係る紛争予防及び調整に関する要綱について

(1)事業計画書のコピーについて

ただ単に要綱上閲覧ということになっているからという理由で許可しないというのであれば、要綱の目的である事前公開という主旨に合致しないと思えますが？

〔答弁：環境生活部長〕

住民からの要望があっていたために、必要箇所のコピーについて申し出があれば設置者を指導してもよい旨を住民代表に伝えてまいりましたが、その後住民からの具体的要望はあっておりません。

(2)計画周知のための説明会の成否について

事実上約200戸の関係住民の内、第1回目説明会に参加した9名の住民しか設置者の事業計画の説明会を聞いていないにも関わらず、その後説明会は開催されておりましたが、部長としては説明会が成立したとお考えでしょうか？

〔答弁：環境生活部長〕

紛争要綱に沿って、第1回目を10月2日に、第2回目を10月29日に行っております。この間、当事者間において相互理解のための話し合いをしようとする姿勢が見られなかったのは残念と思っております。県は要綱上の説明会は行われたものと判断しているところでございます。

(3)住民が希望した説明会が開催されなかったことについて

11月9日に住民側は説明会の開催を求めており、住民側として説明会に参加する意欲は示していたが？

〔答弁：環境生活部長〕

県には事前の連絡がなかったため承知しておりませんでした。後で設置者に聞いたところでは、10月29日開催の説明会の経緯や準備期間がないこと等によりお断わりしたと聞いております。

(4)見解書周知の説明会が開催されなかったことについて

意見書に対して業者側から見解書が県に提出され、更に関係者に対しては、原則として説明会を開催して周知に努めなければならないと要綱で規定されていますが？

〔答弁：環境生活部長〕

住民意見書に述べられた計画に係る環境保全上の問題点につき、設置者の見解を取りまとめさせ、確実に手元に届く方法として、郵送することを指示いたしました。なお、その文書には、疑問点等があり説明会の希望があれば説明会の用意がある旨申し添えられておりましたが、関係住民から設置者に対する説明会の開催の要求はあっておりません。

(5)住民が求めた見解書の再提出について

関係住民からは234通の質問に対して、一通ごとの質問により詳しく誠意をもった見解書の再提出が要求されましたが、菊池市の産廃問題のこれまでの経緯を考えれば、県や業者の誠意を示す意味でも再提出されてもよかったですと思えますが？

〔答弁：環境生活部長〕

提出された意見書の内容を検討した結果、見解書の作成が必要な意見を整理統合して見解書を作成し、各個人に対して答えさせることにしたものでございますが、この見解書の内容に対する疑義等は一切出されておりましたので、再提出については設置者に指示しなかったものでございます。

(6)手続終了前の許可申請書の受理について

事前に業者と住民との合意形成のためのルールとして紛争予防要綱が定められているにも関わらず要綱無視の扱いだと思えますが、なぜ業者に対しては要綱の存在そのものを問われるような手続終了前の受付を認めているのか？

〔答弁：環境生活部長〕

県としては、許可申請書の提出を控えるよう指導してきたところでございますが、設置者は紛争予防要綱に基づく設置者としての責務はすべて終了したものと、また事前協議開始から既に約1年を経過しこれ以上待てないことを理由に、

鞠智城跡の調査と整備プロジェクト

菊池文化協力会設立総会で、県文化課主幹の大田幸博氏に、鞠智城跡の調査と整備について講演をお願いしましたので、その内容をまとめました。

鞠智城跡は、菊池市堀切から菊鹿町米原に広がる台地にあります。今から、約一三〇〇年前に大和朝廷が築いた古代山城の一つで、全国有数の重要遺跡です。当時、東アジア情勢は非常に緊迫していました。唐は、絶えず朝鮮半島へ進攻の機会を伺い、半島では新羅・百済・高句麗の三国が、勢力を競っていました。争乱の結果、百済が減びますと同国と友好関係にあった大和朝廷は、百済再興のために援軍を送り込みました。

しかし、六六三年の白村江（はくすきのえ）の戦いで唐と新羅の連合軍に敗れましたので、百済の再興は出来なかつたばかりか、余勢をかった連合軍の日本への直接攻撃が予想される事態になったのです。そこで、急速、大和朝廷は、国防のために、対馬、北九州、瀬戸内海沿岸に城塞を築きました。これが、「古代山城」と呼ばれるものです。鞠智城跡を含めて、十一城が築城されました。幸いに、戦いは避けられましたが、城の中には性格を変えて、九世紀後半頃まで存続したのもあります。鞠智城跡は、政庁（役所）的なものに変化して、菊池一帯を支配する拠点となったようです。

鞠智城跡の総面積は、熊本城と同じ約一二〇haです。約五十五haの内城地区（城の中心地域）と約六十五haの外縁地区（城の周辺部）からなっています。城域の九割近くは菊鹿町側にありますが、正門と思われる堀切門礎と、東南門の深迫門礎は、菊池市側にあります。城は、明らかに、菊池市を向いています。隈府からは、登城道が延びていたようです。

県では、昭和四十二年から発掘調査を行っていますが、これまでに内城地区から、合計六十四棟の建物跡が検出されました。これらは米倉、兵舎、武器庫、役所的な建物等と思われまます。近年、八角形建物跡が見つかりましたが、韓国・ソウルの南にある二聖（イソン）山城跡に類似の遺構があり、国際的な遺構として、注目を集めました。この建物跡は三層造りで、最上階に時を告げたり、連絡のための太鼓を置いた鼓楼（ころう）であったと考えられます。さらに、平成八年度末には、谷部から巨大な貯水池跡が見つかりましたが、同時に、池底からは、当時、紙の代わりとして、木片に墨で文字を書いた木簡（もっかん）が出土しました。これらは、国内の古代山城として、初めての発見です。

県は、内城地区で整備を行っています。土地の公有化は、地元の皆様の御協力を得ながら、平成六年度から分割取得しており、今年度で、完了の予定です。整備は、内城地区の中で遺構が集中している長者原地区を中心に行っており、今年度

から、米倉と兵舎の建物復元工事に着手します。

昨年の十一月に、整備事業のシンボルとなるモニュメントが完成しました。防人を中心とした群像で、「鞠智城温古創生之碑」と命名されました。台座は八角形で、側面には六枚のレリーフが掲げられてあり、鞠智城の歴史が、順を追って物語風に描かれています。

県では、国民共有の財産である鞠智城跡の保存と活用を図るため、今後も地域づくりの核となるような歴史公園化を目指していきます。

※ 鞠智城跡では、本格的な造成工事を前にして、平成九年七月二十六日・二十七日に特別公開が行われました。

公開に際しては、県に働きかけて、菊池観光協会と菊池旅館組合にも参加頂きました。今後も、鞠智城跡整備事業につきましては、協力を惜しまないつもりです。

「エコライフ・100万人の誓い」についてチラシを同封しましたので、ぜひ皆さんで参加してください。詳しくは前川事務所まで。



Osamu Maekawa

前川おさむ後援会

事務所 〒861-13
 菊池市大琳寺198-1
 TEL0968・24・5941・2171
 FAX0968・24・2855

自宅 〒861-13
 菊池市片角119-2
 TEL0968・24・0471

